

計画改訂版 骨子（たたき台）作成の考え方について

1 全体の考え方、構成

全体の考え方や構成は、市民参加推進フォーラムからの提言を踏襲して作成
また、骨子の全体像のイメージ図を掲載

2 改訂のポイントについての記載

改訂のポイントとして、以下の3点を記載

(1) 目指す地域社会の姿

目指す未来像は現計画の「参加と協働により、豊かで活力ある地域社会の実現」を引きつぐが、5年後の地域社会の姿は、以下のようになることを目指す。

- 市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社、行政等のあらゆる主体が、それぞれの役割を踏まえ、更にそれを越え、まちづくりにおいて担う範囲を広げながら、知恵と力を出し合っている。
- あらゆる主体の知恵と力が市政運営やまちづくりに最大限いかされている、地域コミュニティが活性化している、と市民が実感し、希望の実現に向けて積極的に協働している。

(2) 新たな基本方針

「市民との未来像・課題の共有」を新たな基本方針として掲げる。

	現計画	改訂計画（案）
基本方針 1	市民の市政への参加の推進	市民との未来像・課題の共有（新設）
基本方針 2	市民のまちづくり活動の活性化	市民の市政への参加の推進
基本方針 3	情報の提供・公開と共有	市民のまちづくり活動の活性化

(3) 施策・取組のポイント（重視する視点）

- ① 対話の機会の充実、情報の提供・公開
- ② 社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり
- ③ 市民参加のマネジメント体制の充実

3 個別の施策・取組について（23項目）

施策・取組については、フォーラムからの23の提言項目と対応。

その記載については、フォーラムからの提言は「京都市が〇〇すべき」という記載であったため、京都市の計画として文言を調整し、パブリック・コメントで意見をいただきやすいよう、タイトルを付けた上で簡潔に記載

全体の体裁やデザインは、今後、整えるものです。

資料 2

～市民の皆様からのご意見を募集します～

第2期京都市市民参加推進計画 改訂版

骨子（たたき台）

京都市は、古くから自治の伝統が根付いており、全国に先駆けて、市民参加を市政運営の根幹に据え、平成13年に「第1期京都市市民参加推進計画」を策定し、平成15年に政令指定都市で初となる「市民参加推進条例」を策定しました。

その後、「参加と協働による市政運営とまちづくり」を更に進めるため、平成23年に「第2期京都市市民参加推進計画」を策定し、市民参加の取組を積極的に進めています。

計画策定から5年が経過し、人口減少などの今日的な課題に対応するとともに、市民と京都市の協働を一層進めるため、本年度中に計画を改訂する予定としており、京都市の附属機関である「京都市市民参加推進フォーラム」において、2箇年度に渡って議論を重ね、本年11月に「改訂にあたっての提言書」が市長に提出されました。

この度、この提言書を基に、「第2期京都市市民参加推進計画 改訂版」の骨子案をまとめましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

目次又はイラスト等を掲載します。

ご意見募集期間：平成27年12月●日～平成28年1月●日

ご意見の応募方法は冊子裏面をご覧ください

I 計画の位置づけと計画期間

1、計画の位置づけ

この計画は、第2期「京都市基本計画」(「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」)の行政経営の大綱に基づく市民参加に関する計画です。また、「京都市市民参加推進条例」に規定する市民参加を総合的に推進するための計画です。

市民参加とは、市民と京都市とが協働（自ら果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うこと）の精神に基づき、

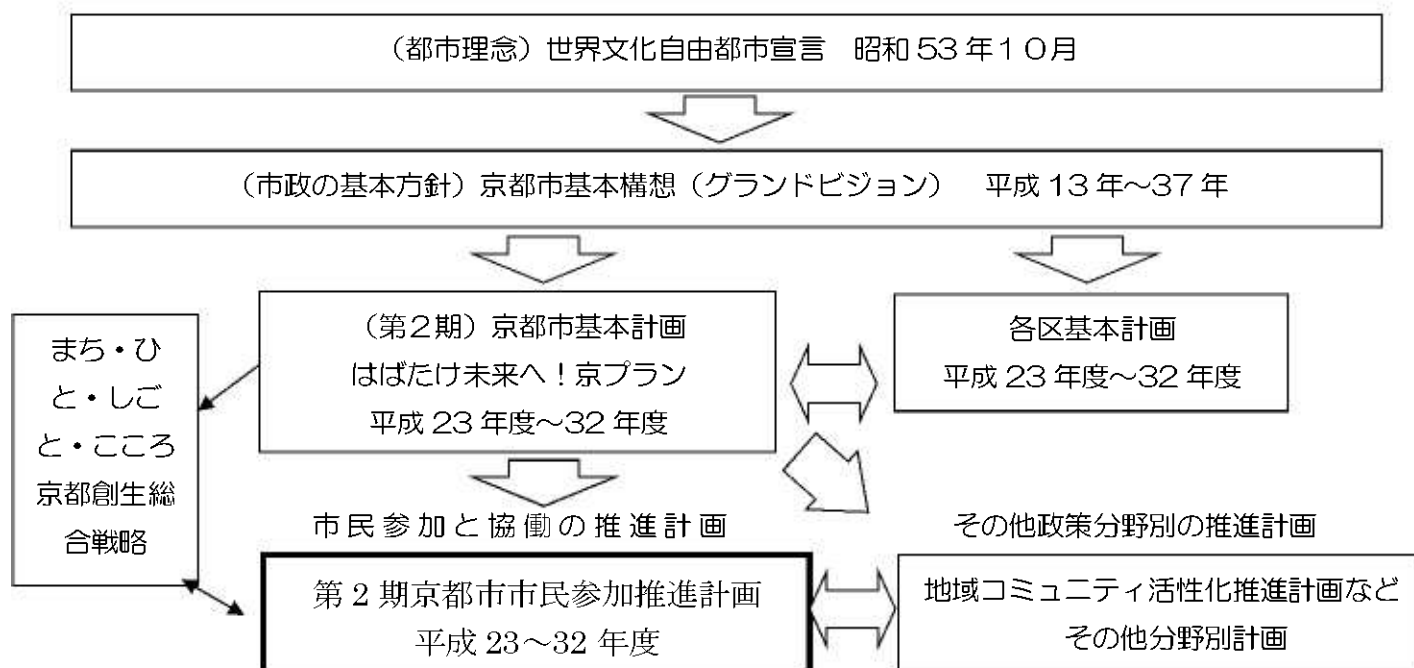
①市民による市政への参加（市政参加）と、

②市民によるまちづくり活動（市民活動）

を進めることを言います。（市民参加推進条例の基本理念より）

2、計画期間

平成23年度から平成32年度までの10箇年の計画です。



II 計画改訂の背景

○ 市民の市政への参加を推進する仕組みの充実、区役所・支所におけるまちづくり活動への支援の充実などにより、京都市の市民参加は着実に進んでいます。

一方、市政へ参加する市民が京都市全体から見れば少数にとどまっていることや、まちづくり活動の担い手にとって、必要な情報、協力者、資金などの継続的な確保が難しいといった課題があります。

○ 社会状況の変化として、市民のニーズの複雑化・多様化などの課題に加え、近年、人口減少社会の到来が大きな問題となっています。また、近年、自治会の加入率が伸び悩むなど、京都市の「地域力」の基盤である「地域コミュニティ」の活性化が大きな課題になっています。

Ⅲ 改訂のポイント

目指す未来像

「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」

現計画に掲げる未来像をより深化（進化）させるため、5年後の地域社会の姿が、以下のようになることを目指します。

- 市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社、行政等のあらゆる主体が、それぞれの役割を踏まえ、更にそれを越え、まちづくりにおいて担う範囲を広げながら、知恵と力を出し合っている。
- あらゆる主体の知恵と力が市政運営やまちづくりに最大限いかされている、地域コミュニティが活性化している、と市民が実感し、希望の実現に向けて積極的に協働している。

このために

「市民との未来像・課題の共有」を新たな基本方針として掲げます。

「市民との未来像・課題の共有」を基本方針の基盤とし、以下の3つの基本方針を掲げます。

	現計画	改訂計画（案）
基本方針1	市民の市政への参加の推進	市民との未来像・課題の共有（新設）
基本方針2	市民のまちづくり活動の活性化	市民の市政への参加の推進
基本方針3	情報の提供・公開と共有	市民のまちづくり活動の活性化

これらの基本方針の下、以下の視点を重視し、23の施策・取組を掲げます。

【重視する視点】

① 協働を推進するための対話の機会の充実、情報の提供・公開

あらゆる主体が対話を通じて、様々な問題の背景にある課題をしっかりと共有し、対話し、共に進んでいくための施策に取り組みます。そのために必要な情報を全て提供・公開します。

② 社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり

市民の市政やまちづくりへの関心を一層高め、社会全体でまちづくり活動を支える機運の醸成や、活動を継続的に支援できる仕組みづくりに取り組みます。

③ 市民参加推進のマネジメント体制の充実

京都市の市民参加推進のマネジメント体制の充実や、職員の意識、能力の更なる向上に取り組みます。

Ⅳ 推進施策

1 基本方針1 市民との未来像・課題の共有

市民とともに、よりよい未来に向けた市政やまちづくりを推進するためには、市民と本市のそれぞれが持つ情報を出し合い、目指す未来像や取り組まなければならない課題の共有を図ることが重要です。

こうした考え方の下、現在、京都創生総合戦略の「京都創生お宝バンク」や「チーム京都」などの新たな取組を進めています。

今後、こうした取組を更に推進するために、徹底した情報提供と対話の機会の充実を図り、市民との課題・未来像の共有に積極的に取り組みます。

施策1 市民との情報共有の推進

市民と未来像・課題を共有し、市政やまちづくりに共に取り組むため、オープンデータの推進など、必要となる情報を全て積極的かつ迅速に提供・公開します。

オープンデータとは？

行政が保有するデータを二次利用が可能な形で公開することです。本市ではまちづくりの課題分析などにいかせる、「次世代統計アプリ」の運用などに既に取り組んでいます。

施策2 市政やまちづくりに関する市民と市職員の対話の推進

市職員が市民と直接対話し、目指す未来像や市政やまちづくりの課題を共有するための機会を充実します。

施策3 市民と多様な主体が市政やまちづくりについて対話する機会の充実

市民が、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体と共に、未来像・課題を共有し、問題解決に向けた取組を進めることができるよう、対話の機会の創出や、市民による取組を支援します。

2 基本方針2 市民の市政への参加の推進

より多くの市民が市政に参加し、市政への参加に市民が手ごたえを感じられ、協働の取組が更に拡充するよう、市政への参加制度の運用の工夫、参加機会の充実などに取り組みます。

(1) 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

施策4 市政参加を「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫

政策形成や決定過程を最大限透明化するとともに、市民が市政を「自分ごと」、「みんなごと」と感じ、市民が市政に自分の知識、経験、専門性をどのようにいかせるかイメージできるよう、市政と市政参加の情報提供の更なる工夫に努めます。

施策5 市政への参加機会のバリアフリー化の推進

市民が市政に参加する機会を設ける際には、市民一人ひとりの状況の違いを踏まえ、参加の難さを軽減する配慮や工夫、気軽に参加できるきっかけづくりなどを行い、より多くの市民の参加につなげます。

施策6 子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

子どものころから一人の市民として尊重され、社会活動への関わりなど、市民としての意識が醸成されるよう、学び・育みの機会の充実に取り組むとともに、子ども、大学生なども含めた、若い世代の知恵と力が市政にいかされる参加機会の充実を図ります。

(2) 市政に参加した市民が手ごたえを感じ、継続的な参加につながる仕組みの整備

施策7 市政のあらゆる過程で市民の知恵や経験がいかされる参加の機会の提供

市政運営のあらゆる過程において市民の知恵や力がいかせるよう、市民意見を十分反映できるタイミング、多様な方法で参加の機会の提供に取り組みます。

施策8 市民の手ごたえにつながる市政への参加の成果の公表

市民アンケートの結果やパブリックコメントの反映状況など、市民の市政への参加の成果を一層分かりやすく伝えます。

(3) 市民と協働する市政分野の拡大

施策9 政策課題に市民とともに取り組む協働型事業の充実

市民とともに、目指す未来像や課題を共有し、目的やお互いの役割を明らかにして、具体的な問題解決などに協働して取り組む事業の充実を図ります。

施策10 あらゆる市政分野での市民と本市の知恵と力を最大限いかす協働の推進

先進的な市民の活動と連携して新たな政策課題に取り組んだり、施策・事業がより効果的なものとなるよう市民との協働で実施する方法に見直すなど、市民と本市の知恵と力を最大限いかし、協働で取り組む施策・事業の一層の拡充を図ります。

3 基本方針3 市民のまちづくり活動の活性化

より多くの市民がまちづくりに参加し、その活動が着実に成果につながり、さらに協働による活動の発展を支えるため、まちづくり活動、地域コミュニティ活性化を支援する仕組みの充実に取り組みます。

(1) 市民の関心を呼び起こし、まちづくりの参加につなぐ機会の充実

施策11 市民のまちづくり活動が多く市民にとって「自分ごと」、「みんなごと」となる情報発信の支援

市民のまちづくり活動が、活動に参加していない市民にとっても身近に感じられ、「自分ごと」、「みんなごと」となるよう、まちづくり活動の担い手の情報発信を支援します。

施策12 市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」となる機会づくりの推進

より多くの市民が、まちづくりに参加する意義や楽しさが感じられるよう、まちづくりの情報収集や意見交換の場など、気軽に参加できる機会の充実を図ります。

施策13 市民がまちづくり活動に積極的に取り組める企業啓発や社会環境づくりの推進

地域活動やボランティア活動なども含め、まちづくりに参加することの意義や重要性など社会的価値の周知・啓発を図るとともに、市民や従業員のまちづくり活動を支援する企業・団体を顕彰するなど、市民が活動により積極的に取り組めるよう、企業への啓発や社会環境づくりを推進します。

(2) まちづくりの活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

施策14 市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実

まちづくり活動の担い手が活動状況に応じて、協力者、情報、資金など必要な資源を得られるよう、様々な機関や団体との一層の連携を図り、活動の支援に必要な情報収集により、相談、コーディネート機能を充実します。

施策15 地域力の一層の向上を図る地域コミュニティ活性化の取組の充実

安心・安全な暮らしの確保などの地域課題に対して、市民の多様なまちづくり活動が連携して取り組みられ、成果につながるとともに、新たな担い手の創出・育成や次世代への円滑な引継ぎに寄与できるよう、様々な視点から地域コミュニティの活性化支援に取り組みます。

施策16 市民のまちづくり活動を社会全体で支える機運の醸成と仕組みの充実

市民のまちづくり活動に、他の市民や、企業等の寄付やボランティア協力などが積極的に行われるよう、これらを支える仕組みの充実などに取り組みます。

施策17 ソーシャルイノベーションの活性化

社会的な問題の解決や地域活性化を目指すソーシャル・ビジネスやコミュニティ・ビジネスなどの活性化のため、これらの情報発信や事業者相互のネットワークづくり、起業家支援などに取り組みます。

(3) 多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

施策18 フューチャーセンター機能など、多様な主体の連携を促進する機会づくりや仕組みの充実

市民のまちづくり活動が、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体と連携する機会づくりや、コーディネートの充実など協働を促進する仕組みの整備に、様々な機関や団体との連携により取り組みます。

フューチャー・センターとは？

市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討し、その実現をサポートしていく機能を有する施設や仕組みのことで、企業や自治体などに広がりつつあります。

施策19 多様な主体の協働のまちづくりを支える「伴走型支援」の実施

市民、多様な主体間の協働によるまちづくりの取組に対して、第三者的な視点から、協働の取組を見守り、必要に応じて調整やアドバイスを行う「伴走型支援」ができる仕組みの整備に取り組みます。

V 計画を着実に進めるための推進体制

取組1 各局区・部署単位における市民参加のマネジメント体制の強化

市民参加の観点を取り入れた運営方針策定や、市民参加推進を担う職員を配置するなど、各局区における市民参加推進のマネジメントを強化するとともに、事業のノウハウ蓄積や市民とのネットワークの継承に組織的に取り組むなど、職場単位の取組を充実します。

取組2 職員の市民参加に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施

職員が市民参加に積極的に取り組めるよう、意識の向上を図り、必要な技術・能力を開発するため、体系立てた研修の実施や、自己研鑽の支援、実践経験を積む機会の充実などに取り組みます。また、市民参加に関する知識や経験をいかした職員配置などにも取り組みます。

取組3 区役所・支所の総合調整機能の強化

市民とともに地域の課題解決を図る要として、区役所・支所の総合調整の機能や、庁内各部署、地域の行政機関、その他さまざまな団体や人との連携やネットワークを強化します。

取組4 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

市政運営における市民参加の効果や市民のまちづくり活動の活性化の状況や課題などを、市民が実感できるよう、分かりやすい方法で公表します。

(参考) 現計画策定後の主な取組

1、市民の市政への参加の推進

パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募、インターネット等を活用した市政情報の発信等に積極的に取り組むとともに、新たに、附属機関の会議の動画配信を開始するなど、市政への参加を推進する仕組みを充実させています。また、市民との様々な協働事業を展開することで、参加の機会は広がっています。これらの取組を通じて、市民参加に対する市職員の意識も向上しています。

*グラフ：パブリック・コメント
の実施件数と意見数の推移

京都。寄付金 寄付者数・寄付額
の推移

水カフェ等の市民との協働事
業の写真
解説をキャプションで付記

2、市民のまちづくり活動の活性化の推進

「いきいき市民活動センター」の13箇所での開設のほか、地域コミュニティ活性化推進条例の施行、「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」の開設、「地域団体とNPO法人の連携促進事業」の開始など、地域のまちづくり活動を支援する仕組みを充実させています。特に、各区での「まちづくりカフェ」の開始など、地域に身近な区役所での取組を充実させています。

*まちカフェの写真
解説をキャプションで付記

*連携促進事業の写真
解説をキャプションで付記

3、情報の提供・公開と共有

ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）などを活用し、必要とされる情報を的確に市民に届ける取組を進めるとともに、市職員と市民とが直接対話する取組を進め、情報共有を一層進めています。

*100人委員会の写真
解説をキャプションで付記

*出前トークの写真
解説をキャプションで付記

ご意見の応募方法

募集期間	平成27年12月●日(●)～平成28年1月●日(●)
応募方法	郵送, F A X, 電子メール又はホームページの意見募集フォーム等によりご応募ください。 様式は自由ですが, 本リーフレット末尾の「ご意見応募用紙」も御利用いただけます。
応募先	〒604-8571 (住所記載不要) 京都市総合企画局市民協働政策推進室 (市民協働担当) 電 話 : 075-222-3178 F A X : 075-213-0443 電子メール : daigaku-shiminsanka@city.kyoto.jp ホームページ : ●●●●
ご意見の取扱い	○この意見募集で収集した個人情報につきましては, 「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱い, 他の目的に使用することは一切ありません。 ○ご意見につきましては, 個別の回答は行いませんが, 概要及びご意見に対する本市の考え方を取りまとめ, ホームページで公表します。

第2期京都市市民参加推進計画 改訂版（骨子案）の全体像

計画改訂の背景

（社会状況の変化）

- ・ 市民のニーズの複雑化・多様化、人口減少社会の到来
- ・ 自治会の加入率が伸び悩む「地域力」の基盤である「地域コミュニティ」の活性化
- （今後、特に必要なこと）
- ・ 京都市の強みである「地域力」をいかした「協働型社会」への更なるシフト
- ・ 市民と市職員とが対話を通じて、様々な問題の背景にある課題、市民、京都市のそれぞれの取組などを共有し、共に進んでいくこと
- ・ 市役所内での市民参加推進のマネジメント体制の充実や、職員の意識や能力の更なる向上

文言調整中

目指す未来像

『参加と協働により、豊かで活力のある地域社会』

- 市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社、行政等のあらゆる主体が、それぞれの役割を踏まえ、更にそれを越え、まちづくりにおいて担う範囲を広げながら、知恵と力を出し合っている。
- あらゆる主体の知恵と力が市政運営やまちづくりに最大限いかされている、地域コミュニティが活性化している、と市民が実感し、希望の実現に向けて積極的に協働している。

3つの基本方針で推進

方針1「市民との未来像・課題の共有」を改訂計画の基盤となる方針とする。

方針

1

市民との未来像・課題の共有

市民とともに、よりよい未来に向けた市政やまちづくりを推進するためには、市民と本市のそれぞれが持つ情報を出し合い、目指す未来像や取り組まなければならない課題の共有を図ることが必要。徹底した情報提供と対話の機会の充実により、市民との課題・未来像の共有に取り組む。

市民との情報共有の推進

- 市民と未来像・課題を共有し、市政やまちづくりに共に取り組むため、オープンデータの推進など、必要となる情報をすべて積極的かつ迅速に提供・公開

市政やまちづくりに関する
市民と市職員の
対話の推進

- 市民と直接対話し、目指す未来像や市政やまちづくりの課題を共有するための機会を充実

市民と多様な主体が
市政やまちづくりについて
対話する
機会の充実

- 市民が、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体と共に、未来像・課題を共有し、問題解決に向けた取組を進めることができるよう、対話の機会の創出や、市民による取組の支援

方針2, 3の基盤となる方針

推進体制

- 各担当局区・部署単位における市民参加のマネジメント体制の強化
- 職員の市民参加に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施
- 区役所・支所の総合調整機能の強化
- 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

第2期市民参加推進計画策定後の主な取組

これまでの成果

- 市民の市政参加を推進する仕組みが充実
 - ・ 新たに附属機関等の会議のインターネット動画配信開始
 - ・ 市民との協働事業の拡充による参加機会の拡大

● 市民のまちづくり活動の

- ・ 「いきいき市民活動センター支援事業」、「まちづくりカフェ」

● 職員の、市民の市政参加

- する姿勢・行動の前進

文言調整中

が充実

市民提案・共汗型まちづくり支所での取組が強化。

職員自身が市民と協働

施策の課題

● 市政参加の裾野の拡大が必要

- ・ 積極的かつ分かりやすい情報提供が必要
- ・ 市政への参加が市民の権利・役割であると市民が意識し、参加した手ごたえを感じられる仕組みの整備が必要

● 市民活動に必要な担い手・協力者、情報、資金などの資源の継続的な確保の課題

- ・ より多くの市民に認知され、支えられることにより、個々の市民活動が継続・発展する仕組みを整備する必要

● 自治会加入率の伸び悩みなど、「地域コミュニティ」の活性化が課題

- ・ 誰もが参加しやすい環境や多様な参加方法の提供が必要

方針

3

市民のまちづくり活動の活性化

市民のまちづくり活動の段階、局面（フェーズ）

フェーズⅠ

市民の関心を引き起こし、まちづくりへの参加につながる機会の充実

フェーズⅡ

まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

フェーズⅢ

多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

フェーズⅠ

- 市民のまちづくり活動が多く市民にとって「じぶんごと」「みんなごと」となる情報発信の支援
- 市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」となる機会づくりの推進
- 市民がまちづくり活動に積極的にとりくめる企業啓発や社会環境づくりの推進

フェーズⅡ

- 市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実
- 地域力の一層の向上を図る地域コミュニティ活性化の取組の充実
- 市民のまちづくり活動を社会全体で支える機運の醸成と仕組みの充実
- ソーシャルイノベーションの活性化

フェーズⅢ

- フューチャーセンター機能など、多様な主体の連携を促進する機会づくりや仕組みの整備
- 多様な主体の協働のまちづくりを支える「伴走型支援」の実施

基本方針 1 市民との未来像・課題の共有

●提言項目 1

京都市は、市民と未来像・課題を共有する上で必要となる情報を、全てオープンにするべきである。また、市民が市政やまちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」として感じられ、問題の理解や共有が進み、課題の設定や問題解決に向けた市民間の対話や市民と京都市による対話が活性化するよう、わかりやすい情報提供の工夫を行うべきである。

●提言項目 2

京都市は、市民と職員が未来像・課題を共有し問題解決に向けた取組を共に進めるために、市民と職員の対話の機会を充実させるべきである。また、そのための職員の更なる意識喚起とコーディネート力の向上等に取り組むべきである。

●提言項目 3

京都市は、市民が地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体と共に、未来像や課題を共有しながら、問題解決に向けた取組を進めることができるよう、対話の機会を充実させるべきである。

基本方針 2 市民の市政への参加の推進

フェーズⅠ 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

●提言項目 4

京都市は、政策形成や決定過程を最大限透明化するとともに、市民が自分の知識、経験、専門性をどのようにいかすことができるのかイメージできるよう、市政参加の情報を提供するべきである。

●提言項目 5

京都市は、あらゆる市民が市政に参加できるよう、市政参加の「バリアフリー化」を徹底するべきである。また、市政参加への関心はあるが参加したことがない市民に対するきっかけづくりも積極的に行うべきである。

●提言項目 6

京都市は、多様な主体と連携し、地域社会において子どものころから「自分たちのまちの未来は自分たちで創る」という意識が育まれる機会の創出や教育に取り組むとともに、若い世代が市政に参加しやすくなる工夫や配慮を行うべきである。また、多くの大学を有する京都市として、大学生の柔軟な知恵と力を市政にいかす取組を一層進めるべきである。

フェーズⅡ 市政に参加した市民が手ごたえを感じ、継続的な参加につながる仕組みの整備

●提言項目 7

京都市は、市民の知恵や経験が政策にいかされ、市政が市民にとってより良くなるよう、政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程において、必ず市政参加の機会を設け、多様な方法かつ適切なタイミングで、提供するべきである。

●提言項目 8

京都市は、市民が市政参加の手ごたえを感じられるよう、市政参加の取組の結果を検証し、市民にわかりやすく伝えるべきである。

フェーズⅢ 市民と協働する市政分野の拡大

●提言項目 9

京都市は、市民と共に、未来像・課題の共有から問題解決まで一貫して行う取組を強化するべきである。

●提言項目 10

京都市は、市民が自らの問題意識に基づき、率先して行っている先駆的な活動との協働など、あらゆる市政分野において、市民と京都市の知恵と力を最大限いかす方法で、協働の取組を推進するべきである。

基本方針 3 市民のまちづくり活動の活性化

フェーズⅠ 市民の関心を引き起こし、まちづくりへの参加につなぐ機会の充実

●提言項目 11

京都市は、まちづくり活動が、広く市民に身近なものとなり「自分ごと」、「みんなごと」として認識してもらえるよう、市民のまちづくり活動の情報収集及び蓄積を積極的に行い、情報発信を支援するべきである。

●提言項目 12

京都市は、各区で実施されている「まちづくりカフェ」など、市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」を更に充実すべきである。

●提言項目 13

京都市は、市民がまちづくり活動へ参加することの社会的価値が広く認知され、市民参加が一層進むよう、企業への啓発や環境整備等に取り組むべきである。

フェーズⅡ まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

●提言項目 14

京都市は、まちづくり活動の成果を高め、継続・発展を支えるため、必要な時に必要な担い手・協力者、情報、資金などのコーディネートができる仕組みを構築するべきである。

●提言項目 15

京都市は、地域の多様な主体の連携や、新たな担い手育成の支援などにより、自治会・町内会等の地域コミュニティが発展し問題解決力が一層高まることを目指し、地域コミュニティの更なる活性化に向けて積極的に取り組むべきである。

●提言項目 16

京都市は、社会全体で市民のまちづくり活動を支える機運の醸成を目指し、市民のまちづくり活動に、市民や企業等の寄付やボランティア協力などが積極的に行われるよう、これを支える仕組みの充実に取り組むべきである。

●提言項目 17

京都市は、社会的な問題の解決をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスやコミュニティビジネス、地域に密着した「四方良し」の事業活動等の創出、継続への後押しを積極的に行うべきである。

フェーズⅢ 多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

●提言項目 18

京都市は、フューチャーセンター機能など、多様な主体の連携を促進する機会づくりや仕組みの整備に一層積極的に取り組むべきである。

●提言項目 19

京都市は、多様な主体が協働で取り組むまちづくり活動の効果を最大限に高めるため、取組の進捗状況に応じた対応を行う「伴走型支援」に取り組むべきである。

計画を着実に進めるための推進体制

●提言項目 20

京都市は、各職場レベルに市民参加推進の役割を担う職員を置くなど、各局区及び職場レベルの市民参加のマネジメントを強化するべきである。

●提言項目 21

京都市は、市民参加を推進するための体系立てた職員育成に取り組むべきである。

●提言項目 22

京都市は、市民が市民参加の現状を知り、効果を実感することで、更なる行動促進につながるよう、市民参加推進計画の推進状況をわかりやすく市民に示すべきである。

●提言項目 23

京都市は、市政参加、市民のまちづくり活動の推進の要として区役所・支所を位置づけ、その機能を一層強化し、区役所・支所は庁内外の連携体制をさらに強化すべきである。

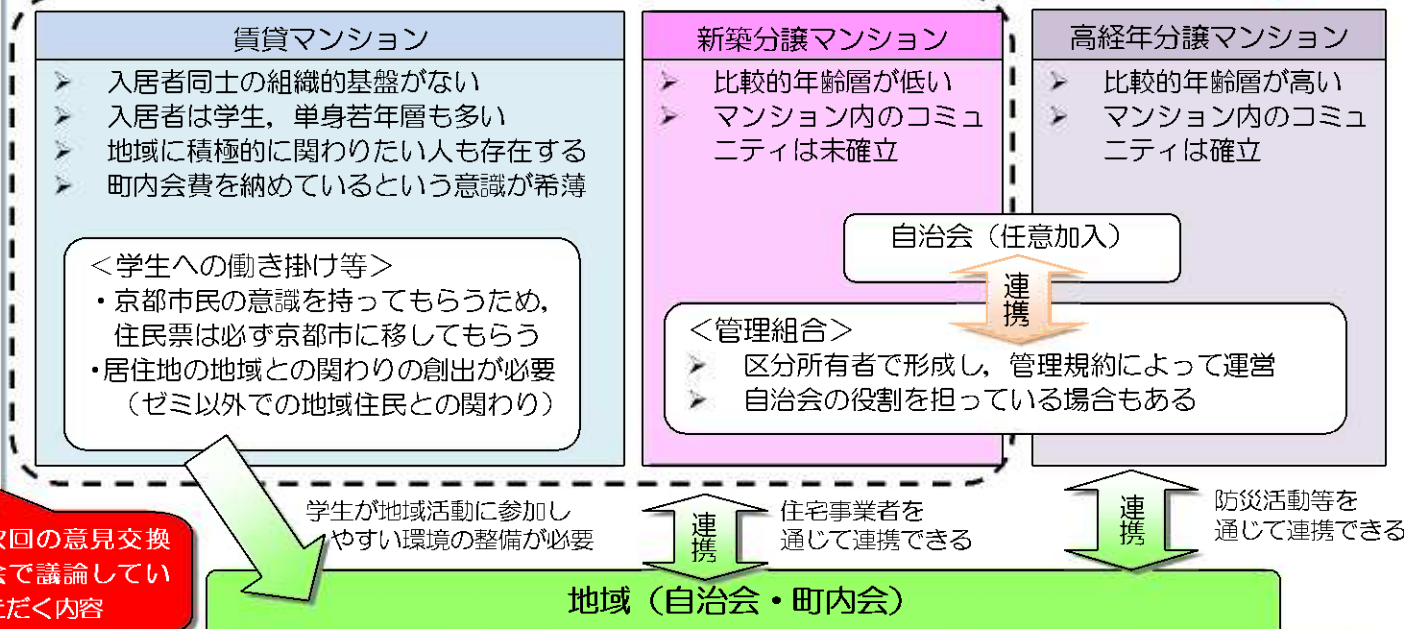
＜今後の取組で必要となること＞

（平成28年度以降の主な取組（案）に以下の視点を取り入れる）

- マンションの種別（賃貸・分譲）によって、それぞれの対策及び取組が必要
- コミュニティを醸成するためには、集会室の設置は必須。地域住民にも開放できるようなことも考える
- 災害時には、マンションが一時的な避難場所として活用できることも考えられることから「マンションは地域の財産」との意識付けが必要
- 新築マンションと高経年マンションの交流・連携の場の創設
- 自治会・町内会アンケートと同様、管理組合へのアンケートを実施し、管理組合の意識を把握することで、地域との橋渡しを行う
- マンションを認定する制度は、中心部、周辺部、新築、高経年でそれぞれの認定メニューがあれば有効

地域への愛着が弱い

地域への愛着が強い



＜国の動き① 平成27年3月＞

国土交通省が設置した「**マンションの新たな管理ルールに関する検討会**」において、平成27年3月に報告書がまとめられた。

- ・上記検討会は、マンションの新たな管理ルールのあり方について、実態を把握するとともに、その諸課題を整理し、制度化の必要性も含め、当該課題への対応について一定の枠組みを提示することを目的として、国土交通省が設置したもの。
- ・上記報告書において、**マンション標準管理規約から「コミュニティ条項」を削除する方針**が明らかとなった。
- ・この「コミュニティ条項」とは、標準管理規約において、管理費の用途および管理組合が行う業務に「地域コミュニティにも配慮した居住者間でのコミュニティ形成（に要する費用）」を定めた箇所を指す。
- ・削除の方針の理由は「コミュニティの定義が、特に資産価値の向上その他マンション管理との関係を含めて明確でなく、定義・解釈の曖昧さから、各マンションで様々な運用が行われ、特に管理費から支出する場合に、区分所有者間で意見の相違や訴訟を含む争いが起きた事例があり、訴訟等の法的リスクを回避する観点から」としている。

＜国の動き② 平成27年5月＞

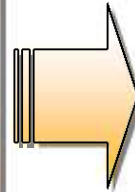
総務省から「**都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について**」の通知があった。

- ・マンション住民と地域住民との関係等について、各地方公共団体において取り組むべき事項が、主に、以下のとおり通知されている。
- ・**地縁団体を対象として、各種の連絡・支援を行う際には、管理の一環としてコミュニティ活動を行っている」と認められる管理組合に対して、同様の扱いを行うこと。**
- ・災害対応等課題の解決には、**マンションと地域の連携を進めること**が有効であり、両者の連携が円滑に進むよう必要な働きかけや支援を行うこと。
- ・**マンション内のコミュニティの形成に関する民間事業者への働き掛けを行う**など、コミュニティの形成に有効と考えられる取組について検討を行うこと（コミュニティスペースの設置に対するインセンティブの付与など）

第2テーマ「地域組織（団体）のあり方及び活性化策」の検討状況

「現状」

- 仕事が多忙で、地域活動に参加する時間がない。
- 子育て中の親で人付き合いが苦手な人も多い。
- 小学校の通学区と地域の元学区のエリアが不一致となっている。
- 単位町内会の加入世帯が5～6世帯と小規模となり、運営に支障がでることもある。
- 京都市の支援制度などを活用したいと考えている地域も多くあるが、手続きが煩雑と感じて利用しないケースもある。



「あるべき姿」

- 自治体職員（府・市）や民間企業を定年退職される方が地域活動へ参加し、それぞれの能力を地域活動に活かしている。
- PTAの役員を辞めた方を地域の役員として迎え入れている。
- 子どもは地域活動に積極的に参加し、様々な経験を通して成長すべき。
- 自治会・町内会は、小学校の通学区単位で統合又は連携が進んでいる。
- 自治会・町内会の統合などにより、組織や各種行事の運営がスムーズに行うことができる適正規模の世帯数を確保している。
- 1つ1つの自治会・町内会が適正に運営されており、地域課題を住民が主体的に解決している。

次回の意見交換会で議論していただく内容

今後の取組で必要となること

（平成28年度以降の主な取組（案）に以下の視点を取り入れる）

- 働きながら（現役の間から）地域活動に参加しやすい環境の整備を行う。
- PTAにコミュニティ（C）を加えてPTCAへ考え方をシフトしていく。（学校運営協議会も活用する）
- 小学校の社会の授業を通して、地域の職人の凄さなどの魅力を伝えていく。（料理長、西陣織、祇園ばやし、洗濯板等）
- 防災訓練などで複数の学区が連携し、他の学区の状況を把握する。
- 自治会・町内会を運営する上で適正な世帯数となるよう、小規模な自治会・町内会の統合に向けた誘導策を検討する。
- 昔と比較すると、家族構成や夫婦の働き方も変化しており、単身世帯も多くなっている。こうした変化に対応した地域活動や企業や学生も巻き込んだ取組を考えていく必要がある。

その他の意見

- 包括自治組織の形態は、京都市では、少しいメージが湧きにくいかもしれない。補助金の一元化については、事業目的にあわせて適切に執行するための手法を慎重に検討する必要がある。
- 市民しんぶんなどの広報物は、業者配送とすると手間は省けるが、手渡しをすることで、地域住民の安否確認にも繋がっている側面もある。
- 地域役員の担い手不足等、地域が抱える課題は多いが、これは、キーパーソンである団塊の世代が地域を担っていくまでの過渡期であるとも考えられる。

